

●低公害車の導入に対する補助制度（平成 25 年度）

(1) 先進的次世代車普及促進事業	
目的	本格的な普及に至っていない先進的な次世代自動車（燃料電池自動車及び水素自動車）を対象に、導入に係る事業費の一部を支援することで、普及促進を図り、大気汚染の改善及び地球温暖化防止を図る。
対象者	地方公共団体、地方公共団体が出資して設立された団体（出資比率 50% 以上）及び民間団体
補助対象	燃料電池自動車又は水素自動車の導入（平成 22 年度からの継続事業に限る。）
補助率	導入費用の 1 / 2
問合せ先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-3581-3351（内線 6577）

(2) 特殊自動車における低炭素化促進事業	
目的	低炭素化・低公害化が遅れており、1 台あたりの CO2 排出量が多いオフロード車について、大幅な燃料消費量の削減が見込めるハイブリッドオフロード車等を対象に、導入に係る事業費の一部を支援することで普及促進を図り、一層の二酸化炭素及び大気汚染物質排出量の削減を図る。
対象者	民間企業
補助対象	ハイブリッドオフロード車等の導入（購入及びリース）
補助率	通常車両との価格差の 1 / 2
問合せ先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-3581-3351（内線 6577）

(3) 電動式塵芥収集車導入補助事業	
目的	電動式塵芥収集車（積込排出機構を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又は CNG 化する場合を含む。）を導入する際に導入費用の一部を支援することにより、一層の二酸化炭素及び大気汚染物質排出量の削減を図る。
対象者	地方公共団体、地方公共団体が出資して設立された団体（出資比率 50% 以上）及び民間団体
補助対象	電動式塵芥収集車の導入（購入（改造を含む。）に限る。）
補助率	通常車両との差額の 1 / 2
問合せ先	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 電話：03-3581-3351(内線 6839)

(4) マイカー規制による低炭素化促進事業	
目的	国立公園内のマイカー規制地域において、低炭素型車両の導入及び駐車場等における低炭素型車両の受け入れ態勢の整備を後押しすることにより、マイカー規制による低炭素化の効果を高めるとともに、マイカー規制の一層の拡大を図る。
対象者	マイカー規制を含む国立公園内の自動車利用適正化の取組を行う協議会（以下「地域協議会」という。）の構成員又は地域協議会から推薦され自然環境局長の承認を得た者
補助対象	車両については、ハイブリッド自動車、CNG（天然ガス）自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車、その他これに準ずるものとして環境大臣が認定した車両。 燃料供給設備は、天然ガス供給設備、水素充填設備、急速・普通充電設備。 充電設備は、急速・普通充電設備。
補助率	車両本体価格又は施設整備の総額（上限あり）に対して 1 / 3 （※）総額上限 タクシー 300 万円、バス 3,000 万円、設備整備 3,000 万円
問合せ先	環境省自然環境局国立公園課 電話：03-5521-8279（内線 6447）

(5) 環境対応車普及促進対策事業	
目的	自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で、自動車運送事業者の環境対策の推進を図ることが重要であることから、自動車運送事業者の次世代自動車（CNG自動車、ハイブリッド自動車）の導入を支援する。
対象者	自動車運送事業者等
補助対象	(1) CNGトラック・バス、ハイブリッドトラック・バス (2) 使用過程車のCNG車への改造
補助率	(1) 車両本体価格の1/4以内又は通常車両価格との差額の1/3以内（※） ※経年車の廃車を伴う新車購入の場合については通常車両価格との差額の1/2以内 (2) 改造費用の1/3以内
問合せ先	国土交通省 自動車局 バス車両の導入：環境政策課 電話：03-5253-8111 (ex.42533) トラック車両の導入：貨物課 電話：03-5253-8111 (ex.41322)

(6) 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進事業	
目的	電気自動車の普及を図るため、他の地域や事業者による電気自動車の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う自動車運送事業者等に対し、バス、タクシー及びトラックの電気自動車の導入を重点的に支援する。
対象者	自動車運送事業者等
補助対象	電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）及び充電施設の導入
補助率	(1) 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）※電気自動車への改造も含む バス：車両本体価格の1/2 タクシー・トラック：車両本体価格の1/3 (2) 充電施設 バス：車両本体価格の1/2 タクシー・トラック：車両本体価格の1/3
問合せ先	国土交通省 自動車局環境政策課 電話：03-5253-8111 (ex.42533)

(7) クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助	
目的	クリーンエネルギー自動車等の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図る。
対象者	地方公共団体、その他法人及び個人
補助対象	クリーンエネルギー自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車）の導入
補助率	同格のガソリン車との差額から、車種ごとに設定された一定額を引いた額の1/1もしくは2/3以内
問合せ先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：03-3503-3782

(8) 次世代自動車充電インフラ整備促進事業	
目的	次世代自動車用充電器の設置に対する補助等の事業を行うことにより設備投資等を喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図る。
対象者	地方公共団体、その他法人及び個人
補助対象	充電設備の設置（急速充電設備、普通充電設備）
補助率	本体価格及び設置工事費の2/3もしくは1/2以内
問合せ先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：03-5501-4412

■■■■参考■■■■

環境対応車普及促進事業補助金（エコカー補助金）〔平成23年度第4次補正事業〕

目的	環境性能に優れた新車の購入を促進することにより、環境対策に貢献するとともに、国内市場の活性化を図る。			
内容	平成23年12月20日から平成25年1月31日までに新規登録または新規届出を行った新車のうち、以下の環境要件を満たすものに対し、補助金を交付。			
	(1) 乗用車等（登録車等・軽自動車）			
	環境要件		登録車等	軽自動車
	平成27年度燃費基準達成または平成22年度燃費基準25%超過達成		10万円	7万円
	※このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車（乗用自動車）も対象。			
(2) 重量車（トラック・バス）				
環境要件		小型 (GVW3.5tクラス)	中型 (GVW8tクラス)	大型 (GVW12tクラス)
平成27年度燃費基準達成		20万円	40万円	90万円
※このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車も対象。				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・予算額は3000億円（うち自家用車2,747億円、事業用車218億円、事務費35億円） ・事業用自動車の交付申請の受付は平成24年7月5日（木）をもって終了。 ・自家用自動車の交付申請の受付は平成24年9月21日（金）18時をもって終了。 			